「裁判員経験者の意見交換会」議事要録

- 1 日 時 平成27年2月26日(木)午後2時30分から午後5時まで
- 2 場 所 静岡地方裁判所大会議室(6階)
- 3 参加者等

司 会 安 浪 亮 介(静岡地方裁判所長)

裁判官 佐 藤 正 信(静岡地方裁判所刑事部部総括判事)

検察官 大 西 杏 理(静岡地方検察庁検事)

弁護士 佐 野 雅 則(静岡県弁護士会所属)

裁判員経験者1番 50代・女性・主婦

裁判員経験者2番 30代・女性・事務員

裁判員経験者3番 男性·会社員

裁判員経験者4番 30代·男性·会社員

裁判員経験者5番

裁判員経験者6番 60代・女性・主婦

裁判員経験者7番 50代・女性・医師

静岡司法記者クラブ記者 10人

4 議事要旨

【司会者】

裁判員経験者の皆様方には、本日はお忙しい中、また雨で足元の悪い中を 御参加いただき、誠にありがとうございます。

裁判員制度でございますけれども、平成21年の5月の施行から数えまして、間もなく丸6年がたとうという時期であります。これまでのところ、国民の皆様の御理解と御協力によりまして、おおむね安定した運用が積み重ねられてきておりますけれども、私ども法律家サイドについては、なお改善し、工夫すべき点があると考えております。

この意見交換会は、静岡地裁本庁でいいますと、本日で第4回目の開催ということになります。実際、裁判員裁判を経験された皆様方から率直な御意見、御感想をお伺いすることは、私ども法曹三者におきまして、今後、裁判員制度をさらにより良いものにすべく、努力、工夫を続けていくために、大変重要なことと考えております。

裁判員を終えられた際にも、いろいろと御意見、御感想をお持ちだったと思いますが、時間がたった現在、御自身の御経験につきまして、少し距離を置いたこの時期に、振り返っていただきながらお話をいただくということも、大変有意義なことかと考えております。

本日は、マスコミの方もお見えでございます。経験者の皆様の生の貴重な声を、マスコミを通じまして、今後、裁判員裁判において裁判員となられる国民の皆様にお伝えしていくということも、併せて大事なことかと思います。 そのような次第でございますので、本日は皆様から、ぜひとも率直で御自由に御意見を述べていただければなと思います。ぜひ遠慮なさらずに述べて

本日は,7名の経験者の方にお見えになっていただいております。事件としては6つの裁判員事件に関与されたということになりまして,一つの事件に関与された方が、2名お見えという勘定になります。

いただければと思う次第でございます。

それでは冒頭でございますけれども、7人の経験者の方に、最初に担当された事件の罪名、それから自白であったか否認であったかの区別、それから審理の日数などにつきまして、順番にお話をいただければと思います。

この後は番号で呼ばせていただきますので、それでは1番の方からお願いします。

【1番】

私の担当した事件の罪名は、強姦致傷、建造物侵入、強盗致傷で、否認事件で、審理期間が7日間です。

今日は自分の思ったとおり、うまく話をまとめられるかどうか分かりませんけれども、しっかりやりたいと思っております。よろしくお願いします。

【2番】

私の担当した事件は、事件の罪名が、強姦致傷、建造物侵入、強盗致傷です。自白・否認の別は否認事件、審理期間は7日間です。

裁判を経験して時間がたっているのですが、今だから冷静になってお伝えできることがあるかと思い、参加させていただきました。よろしくお願いします。

【3番】

私の担当した事件は、1件で4名の事件ということで、罪名が、強盗致傷、 建造物侵入、窃盗、危険運転致傷、道路交通法違反で、自白事件で、審理期間が7日ということです。

裁判員を経験して若干時間がたっておりますので、思い出しながら、そのときの率直な意見等を、今回発言できたらいいと思います。よろしくお願いします。

【4番】

私が担当した事件は、1件4名の事件。事件の罪名は、強盗致傷、建造物侵入、住居侵入及び窃盗になります。自白・否認の別は否認事件で、4名の事件ですが、被告人らのうち、2名が否認という形になります。審理期間は12日間です。

12日間という長い期間ではあったのですけれども、無事、裁判員の仕事を終えて、そこでまたここで話す機会が設けられたということで、その12日間やってきたものをまた振り返るためにも、この意見交換会で、自分が思っていたことを、この場でまた思い出しながら話をしたいなと思っています。よろしくお願いします。

【5番】

事件の罪名は、現住建造物等放火です。自白・否認の別は、自白事件です。 審理期間は5日間です。

裁判員裁判に臨んで、いろいろなことを考えたのですけど、そのときにまだ伝えられていなかったこともあるかと思うので、今日は参加させていただきました。よろしくお願いします。

【6番】

事件の罪名は、殺人未遂です。自白・否認の別は、自白事件です。審理期間は5日間です。

私も初めての経験で、とてもいい勉強をさせていただいたことと、まだ胸の中にもやもやとしたものが幾つか残っているという気持ちで、今日はどんなお話が皆さんから聞けるのかと思いまして、参加いたしました。よろしくお願いいたします。

【7番】

事件の罪名は、公務執行妨害、殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反です。自白事件で、審理期間は4日間でした。

4日間で済んでよかったと思っています。ほかのいろいろな裁判員裁判の 報道がされると、もっと長い方がいらっしゃるので、大変だったなと思って、 自分だけは4日間で済んでよかったと思っています。

今回は、どんな話が出るのか分からないので、とりあえず出てきました。 よろしくお願いします。

【司会者】

どうもありがとうございました。

本日は法曹三者からも参加しております。順に自己紹介等をお願いしたい と思います。それではまず裁判所の方から、佐藤裁判官、お願いします。

【佐藤裁判官】

静岡地裁刑事部総括判事の佐藤でございます。

評議と同様に、本日は皆さんに話しやすい雰囲気で進めたいと思いますので、恐縮ですが、座ったまま御挨拶させていただきます。

私は、裁判官に任官しまして今年で22年目になりまして、他庁を含めますと、これまで30件弱の裁判員裁判を経験しておりますが、昨年の7月の末に静岡にまいりまして、これまで静岡では3件の裁判員裁判を経験したというところになり、本日御出席の経験者の皆様とは、御一緒に裁判員裁判に臨んだということはございませんので、そういった意味で、皆さんからきたんのない御意見を頂戴しまして、今後の裁判員裁判の運営改善に役立ててまいりたいと思いますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【司会者】

続きまして,大西検察官の方から。

【大西検察官】

静岡地検の検事の大西でございます。よろしくお願いします。着席のままで失礼いたします。

私,静岡で2年間勤務しておりまして、今回参加していただいている経験者の方で言いますと、1番さんから4番さんまでの事件を担当させていただいておりました。

本日、いろいろ貴重な御意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願い いたします。

【司会者】

それでは佐野弁護人,お願いします。

【佐野弁護士】

静岡県弁護士会の弁護士の佐野でございます。本日お越しの方の事件の中で, 1件, 御一緒させてもらったものがあります。

この会,従来,弁護士会に対しては,弁護人活動に対しまして,かなり厳しい御指摘,御意見をいただいておりますので,本日もきたんのない御意見

と率直なところを聞かせていただきまして、大いに今後の参考にさせてもらいたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

【司会者】

ありがとうございました。

限られた時間でございますので、少し短めに御発言いただいて、更にそれ に対してまたお尋ねをしていくと、そんな形で進めさせていただければと思 います。

それでは、これから実質的な意味での意見交換に入らせていただきます。

裁判員裁判を経験してみての全般的感想ということであります。個々に関与された事件の印象とセットで感想をお持ちなのだろうとは思うのですが、個々の事件の審理だとか評議の点については後ほど順にお聞きしますので、ここでは、例えばですけれども、裁判員裁判を実際に経験する前と経験してみてからとで、この制度に対して何か考えが変わったとか、やっぱり同じだったとか、経験した後のいろいろなものの考え方とか見方だとか、あるいはオーバーに言うとあれなのですけれども、社会生活での暮らし方に変わりが出てきたとか出てこないとか、制度の方というか、こういうものについての印象を、まずお伺いできればなと思います。

これは全員の方に一言ずつでもいただきたいものですので,恐縮ですが, 1番の方から,また順番にお願いできればと思います。

【1番】

経験する前は、自分にはこういうチャンスはないのだろうと思っていましたが、実際そういう機会を与えていただいて、やらせていただいて、本当に毎日が憂鬱で、1週間が本当に10年分ぐらいで、体重も落ちたぐらい、自分なりに考えてやって、すごく大変だったのですけど、そのときには今度はもう辞退させていただきたいなと思うぐらい大変だったのですけれども、今は、またもし当たったら、もう少し自分なりに勉強して、うまく皆様と意見

の交換ができたら、そういうもし機会があったら、そうしてみたいなとは思ってはいます。

【司会者】

2番の方は、1番の方と同じ事件を担当されたということですが、ではお 願いいたします。

【2番】

裁判員裁判に参加するまでは、裁判というもの自体がかなり自分とは縁遠いもので、内容としても難しくて、自分には理解できないのじゃないかというような考えがあったのですけれども、全体的に書類や法廷でのやり取りも専門用語がかなり少ない印象があって、自分でも内容を理解しやすいものになっていました。なので、かなりその後、新聞などを読んでいても、気にかけるようになりました。以上です。

【司会者】

ありがとうございます。3番の方。

【3番】

私は、裁判員裁判を経験して、初めに裁判所の方から資料やパンフレットを裁判員裁判ということでいただいて、これは難しいなということで、私にできるかなと感じて、だいぶ構えていたのですけど、実際にやってみて、皆さん、非常に分かりやすく説明とかしていただいたものですから、結構最初は期間が長いかなと思ったんですけれども、何かあっという間に過ぎてしまったというのが印象です。

あと、いろいろな話を聞く機会が多くて、10年分ぐらいの話を1週間ぐらいで聞いたような、そういう印象があります。

【司会者】

ありがとうございました。4番の方。

【4番】

皆さんと同じ意見ですけれども、私も最初に裁判員に参加してくださいという封書が来たときは、自分でそんな大役が務まるのかどうかというところを気にしたのですけれども、いざ実際やってみると、思った以上に場の雰囲気はそんなに重苦しいものではなくて、言い方はあれですけれども、むしろアットホームな感じでやり取りが進んだなという感じがしました。

また、いろいろな年代、いろいろな考え方を持った人たちが、その場に集まって意見交換するので、そういった経験ができるという点でも、裁判員裁判に参加して良かったなと今では思っています。以上です。

【司会者】

アットホームと言われたのは、評議の場での話ということですね。

【4番】

そうです。

【司会者】

それでは5番の方、よろしくお願いします。

【5番】

裁判員裁判に選ばれて、その事件がどういったものかというのは最初にもう教えていただいていたので、内容を見たときに、裁判員裁判とは重大な事件が多いということで、殺人とかそういった傷害とかということが多いと感じていたのですけれども、私の場合は違っていたので、その罪名を見たときに、これだったら余り負担がないかなと感じて裁判員裁判をお受けしたのですが、犯人がうちの息子と同年代だったので、そこですごくいろいろなことを考えさせられました。

今,時間がたって思うのは,受けて良かったなとは思います。いろいろな知らないこと,未知の世界を知るというのは,私にとってはとても良いことというか,いろいろなことを知りたいと思うので,その経験ができたことは,とても良かったと思います。なかなかしたくてもできない経験なので、私的

にはとても良かったと思っています。

【司会者】

ありがとうございます。6番の方。

【6番】

私も、この話をいただいたときには、どんな事件だろうと、すごく緊張をしていましたけれども、評議の場では、すごく裁判官をはじめ、優しく接していただき、経験者の4番の方と同じように、アットホームとは、そこまではいきませんが、本当にいろいろな意味で、アドバイスや、周りから優しく接していただいたので、その辺では、すごく気持ち的にはほぐれていました。でも、真剣に、いろいろな被告人の話や弁護人のいろいろな話を聞いているときに、家に帰っても、床に着いても、真剣に事件のことを、その1日のことを走馬灯のように思い出して、五日間を緊張した思いで判決まで行ったように覚えております。

【司会者】

先ほど、もやもやがまだあるとおっしゃったのですけれども、それはどん な感じなのでしょうか。

【6番】

それは今回も、ここに書面いただいて、今待っている間に事件の内容を振り返ってみたときに、弁護人の方の、要するに被告人に対する罪状を柔らかくするための内容自体が、私の中ではそういう意味では捉えられないということが、多々感じる部分がありまして、今でもその文書を読むと、違うのではないのかなと思う部分と、でも先ほど4番の方が言われたように、いろいろな人の意見があって、初めて一つの問題をいろいろな人が見て、いろいろな角度から、立場と年齢と、女性、男性では、いろんなものが違うと思います。

そういう部分において、結果的にはそこで判決が下されるということなの

で、それはそれで自分の中では受け止めております。

【司会者】

ありがとうございました。7番の方,どうぞ。

【7番】

私は裁判員裁判制度自体が、何で私たちが裁判員にならなければならないのかと思っていたので、プロの人がいるのに、何でプロの人がやらないのかと思っていて、でも自分のところにその話が来てしまったので、とりあえず参加はしてみたんですが、裁判の内容というか、事件の内容の重さで、重い場合の裁判であれば、かなり私たちの負担が多いのかなと思ったのです。

私の場合は、たまたま殺人未遂ではあったのですけど、殺人未遂というのは、殺人しようとした人を私たちが裁かなければならなかったということがあって、それに対して、いろいろな今までの経験からの法律を示してくれたので、結果的には判決を出すことができたのですけれども、これからそういうことがあった場合に、そういう本当の判決というのか、私たちがそれを出していいのかというのが、すごくまだまだ分からない部分があって、そういう裁判員裁判でよい例と、これは裁判員裁判では無理というのを誰が決めるのかということとか、法律が全部正しいわけではないので、そういう意味では、私たちが不満に思っていることをそこでポンと言えば、ある程度、こういう法律があって、でもこういう考え方があるよということで、本当はこの流れになっていくというのがポンと曲がることもあるのかなとか、すごく考えられたのですけど、ただ、いろいろな、本当にもっともっと法律の勉強をしておけば良かったというか、勉強もしてみたいなと思いました。

今はただ、裁判員裁判が本当にいいのかどうかというのが、今私が受けた 裁判は四日間で済んだんですけど、ほかのところ、もっと長い裁判もあるわ けですよね。ほかの裁判員の人たちは、それを受け入れられるのかどうかと いうか。もし私にそんな長い裁判が来ちゃったら、どうしようかなとか思っ て,でも,首は突っ込んでみたいなという気がします。

【司会者】

7番の方の今のお話の中の一つに、殺人の未遂だったから良かったという 趣旨のことも入っているのですかね。実際にもし本当に亡くなっておられた ら、自分としてそれをやり切れたかどうか、若干自信がないと。こんなお話 でしょうか。

【7番】

はい, そうです。

【司会者】

ひととおりお尋ねをしたわけですけれども、この後は、どなたでもいいのですけれども、審理、それから評議、最後に判決をまとめると。このプロセスの中で、少しこの辺が物足りなかったなとか、ここのところでは、もう少しこういうことも、裁判所、あるいは検察官、弁護人にもしてほしかったとかという、何か充実度の点といいますか、あるいは工夫すべき点というのでしょうか、何か御意見がある方はいらっしゃいますか。

4番の方,どうぞ。

【4番】

質問の趣旨とは若干変わってしまうかもしれないですけれども、自分は逆に、審理の全体的な流れに関しては、むしろ問題がないと。裁判所に用意していただいた資料、若しくは弁護士さん、検察官が冒頭陳述などで用意していただいた資料は、とても分かりやすく読むことができましたし、そのプロセスに関しても、裁判員用に用意していただいた資料に沿って、分からないことがあれば裁判官の方がきちんと回答してくれるという、そういった環境が整っていたので、私はそういったところに関しては、物足りないとか、ここは駄目だろうというのはなくて、むしろちゃんとできているなと感じました。

【司会者】

それでは、それぞれの事件での全体的な話といいますか、流れのことをお聞きしてまいりますけれども、一つ私の方がお聞きしたいのは、初日ですね。起訴状の朗読から始まりまして、検察官の冒頭陳述で、弁護人の冒頭陳述、それから同意書面の朗読というのでしょうか、割と初日は、座って人の話を集中的に聞くという、こういう時間が多い日かなと思うんですけれども、何かその辺の印象で、お話しいただけることはありますか。

いきなりいろいろなものが耳から入ってくるというような感じかなとも思うんですけれども、どうだったでしょうか。どなたでも。

1番の方は、スタートしてから毎日憂鬱だったとおっしゃっておられたわけですけれども、特に初日なんかはいかがだったでしょうか。

【1番】

経験したことがないところに、事件のいろいろな内容とかを聞いて、何を 頭の中に入れておけばいいのかなとかという、そういうことが分からなくて、 ただとりあえずその席にいるのでいっぱいという感じで、本当にその日、今 日は何だったのかと振り返って、何か本当に全然、自分の頭の中に入ってい るようで入っていないような感じで、1週間が終わってしまったような大変 さでした。やっぱり、人の人生とかを左右される、こういうのはすごく大変 だったなと思いました。

【司会者】

続けてお尋ねですけど、つまり、いっぱいいっぱいの度合いというのは、 3日目、4日目、5日目と重ねていくごとに、少しずつ、ましになっている ものなのでしょうか。

【1番】

私の場合は、自分でうまく話をまとめて考えたというよりも、伝えること ができなかったので、それで何か、自分だけ疎外感というのじゃないのです けど、周りから自分だけ外れているのではないかとか、だから勉強していないというか、全然法律のことも知らないのに、でもそういう知らない人の意見を聞きたいがために、こういう制度が出来たのかなと思って、自分なりに知らなくても答えられる範囲で答えればいいと思って毎日出掛けてはいたのですけど、でも何か答えが自分がずれているような気がして、1週間とにかく、うまく自分でまとめることで精一杯でしたね。

【司会者】

同じ事件に関与されたということで、2番の方は、そういうのはいかがでしょうか。

【2番】

逆に私の場合は、かなり初日は、聞くことに集中をしていて、その中で分からない単語とかがあると、裁判官に教えていただいたりもしていたので、緊張がほぐれたのが1日目でした。

そのとき担当してくださっていた裁判官の方たちは、お昼なんかも一緒にとってくださって、かなり和やかなムードの中でいろいろな話ができたので、日を重ねるごとに、自分の意見がどんどん言いやすいような感じにはなっていきました。

【司会者】

5番の方から6番,7番の方は、全体的に、今こういうことを審理しているのだとか、ついていくのはしんどいなとか思われた部分はありますか。

【5番】

最初にスケジュールをいただいて、朝、裁判官さんの方から、今日はどういったことをしますよという説明があったので、そんなに私の場合は大変とは思わなかったです。

ただ,人の人生を左右すると思うと,聞き逃してはいけないとすごく思って,ひたすらメモを取っていたという感じでした。なので,ずっと集中して

いなくてはいけないというのは、とても感じました。

中には、もう本当に吐きそうなぐらいになったという方もいらっしゃった ぐらいでしたが、私の場合は、そんな大変というのは思わなかったですけれ ども、ずっと集中していなくてはいけないし、たくさんの情報を聞き逃して はいけないしということで、そういった面で気をつけました。

【司会者】

6番の方,いかがでしょうか。

【6番】

私も全く同じ意見で、予定表がちゃんと入っていましたし、被告人のお話から、次、弁護人ですかね、そういったような感じの流れが、次は証拠とか、いろいろな部分の、次の日、次の日と、一日二日、予定表が見えていましたので、そういう意味ではとても、明日はこの人と会えるのだという、証人尋問でそういう方のお話をよく聞く、どんな話が聞けるのだろうという、そういう気持ちでいつもおりました。

【7番】

私も,もう始まった日の初日から,その流れ全部説明してくださっていた し,すごく分かりやすく説明してくださったので,何も心配せずに入ってい けました。

ただ, 証拠調べで, 弁護士さんじゃない方の検察官の方の証拠, 私の場合の事件のときに, その証拠が, 確か多分, 随分と何となくおかしいなというのがあった。

人を刺すのに対して、動物の肉か何かを使っての証拠を出してきて、それでこういうふうになったのですよという出し方が、すごくみんなでは違和感があって、中ではおかしいよねという話が出ていた。

【司会者】

それは法廷で何か。

【7番】

包丁を持って肉を刺すということ。人を刺すということ。

【司会者】

再現の仕方が。

【7番】

はい。何か何となく変だねとは言っていて、本当に作ったもののような、 人を刺すのじゃなくて、肉の塊を刺したという証拠を持ってこられた気がし ました。

【司会者】

証拠のところは、また後ほどお聞きしますね。

個別の話に入らせていただきますけれども,検察官の方は冒頭陳述を行い, それから供述調書を朗読したり,それから自分の方で申請した証人であれば 証人尋問を行いという,こういう流れがあるわけですけれども,検察官サイ ドのそうした主張とか立証とかで,何か印象に残っていること,あるいは気 になっておられることというのはありますか。

これもどなたか、全員というわけにはいきませんが、そういう思いを持っておられる方に、手を挙げておっしゃっていただきたいのですが。

今,7番さんの方から、包丁で刺すところの再現の仕方についてお話はあったのですけれども、それ以外、何かありますか。

特に検察官側の方の主張の,あるいは立証の仕方について,問題はなかったということでよろしいのでしょうか。

2番の方, うなずいておられる。声でおっしゃっていただけますか。

【2番】

私が担当した事件の場合なんですけれども,冒頭陳述メモというものと, 論告メモというものを検察官側から提出していただいて,それを拝見しなが ら,法廷で裁判が進んでいくような形だったんですけども,そのメモの中に, 争点なんかも、かなり分かりやすい記述がされていましたので、全体的な流れなんかを頭に入れた状態で法廷に入ることができたので、とても自分としては理解しやすかったです。

【司会者】

ほかに, あとよろしいですか。

では今度,弁護側ですけれども,弁護人も最初に冒頭陳述をされ,その後, 自分の方の情状証人とかの尋問もありますし,被告人質問もあるのですけれ ども,そういった主張,立証について,何か御感想ありますか。 では3番の方,どうぞ。

【3番】

私の裁判の件については、弁護人の方が二人おられたものですから、だい ぶ個性的な方だということを前もって、教えてもらったりしていたのですけ ど、弁護人の方の話す機会が、冒頭陳述と最後の弁論ですかね、その時に、しゃべっていただいているのですけど、話し方がものすごく早くて、なかな か理解するまでに時間がかかりながら、それでまた次の話題に飛んでいった りして、話したいことはたくさんあって、時間内に話したいという気持ちは 伝わるのですけど、早口で聞き取れないところとか、理解しづらい点があったのかなと思いました。

それで最後終わってから、その紙をいただいて、こういうことを言っていたのだなと後から少し理解したというので、法廷のところで理解できるようなスタイルの方が良かったかなと。そうやっていただければ、気持ちも違う考え方もあるのかなと思い付いたかな思いました。

【司会者】

ほかの方,いかがでしょうか。弁護側の方の,そういう主張とか立証についての御感想はいかがでしょうか。

アンケートなどを拝見しますと、おっしゃりたいことがたくさんあるのは

弁護側で、時間が限られているからかもしれませんけど、弁護側の方の方が 割と早口だったというのはチラチラ見えるのですけれども、何かそんな印象 をお持ちの方はいらっしゃいますか。

5番さんはいかがですか。

【5番】

私の担当した事件のときの弁護士さんは、そこまでの早口ではなかったと 思うのですけど、ただ資料的には、検察官の方の資料の方が、すごく分かり やすかったです。

【司会者】

時間の関係もありますので、違うことをお尋ねするのですが、3番の方と4番の方は被告人が4名ということで、しかも4人の被告人が全部同じ事件をやっているのではなくて、重なっている部分と単独の事件とがあったりしまして、4番さんの事件は弁護人も全部違うということで、そういう被告人が複数、今回特に4人ということで多いのですけれども、事件を頭に入れる、あるいは各弁護人の主張の少しずつ違うところとかの理解の点をお尋ねしたいのですが、4番さん、どんな感じだったでしょうか。

【4番】

私が担当した事件、先ほどおっしゃっていたとおり、4名の事件で、4つの事件がそれぞれあって、それぞれ4人が関わったわけではなくて、ある事件では1名だけが絡んでいて、ある事件では2名、最後の事件は4名絡む、そういったかなり複雑な案件であったのは間違いないです。そして今回かかった時間が12日間ということで、事件が複雑ですし、その分、期間もかかったというのはあるのですけれども、その中で一番難しいのが、集団で犯行を行ったということに対して、では誰が一番悪いのかなとかそういったところとか、では一番リーダー的存在がいて、その他のメンバーがどういった感情で犯行に及んだとか、そういった犯人同士の感情はどうだったのか、そういった背景だとかを

考えながら意見を交わしていたというのが、難しかったといえば難しかったですけれども、私はそういったところを考えるのは、むしろ言葉は悪いですけど、楽しいというか、やりがいはありました。

【司会者】

3番の方, いかがでしょうか。

【3番】

私も4人いて、全部関わった事件と、そうでない事件ということで、最初の検察官の方の冒頭陳述メモという星取表みたいのでいただいて、それを最初に裁判員に選ばれたときに、起訴状を読んだときは何が何だかさっぱり分からなくて、初めてこの冒頭陳述メモというのを見て、ああ、こういう事件のあらましなんだなというのをやっと理解して、それから審理が進んでいったものですから、このメモはかなり役に立ったかなと思います。

その後,証人尋問とか,いろいろ話を聞く機会があって,先ほど4番の方もおっしゃったとおり,どういうリーダーの人がいて,どういうふうにやっていったのかという,そういうことを,自分なりに何を聞いたらいいのかという,そういうのを考えながら裁判に臨んでいたものですから,このメモが,いろんな意味で大分役に立ちました。以上です。

【司会者】

どうもありがとうございました。

法廷での審理のことなのですけれども,裁判員の今日お集まりの7人の方は,証人尋問であれ被告人質問であれ,御自身で発問をされましたか。発問された方は手を挙げていただけますか。

では全員、皆さん、発問をしていただいているわけですね。静岡では証人 尋問や被告人質問の前に割とゆったり休廷時間を取っておられて、例えば検 察官、弁護人が終わった後に休廷時間を取って、それから裁判員、裁判官の 方の尋問タイムですけれども、御自身で質問をされるに当たって、もちろん ドキドキはされたのだろうとは思うのですけど、何か印象といいますか、こんなことがありましたでも結構なのですが、お話しいただける方、いらっしゃいますか。

1番の方, いかがですか。

【1番】

私の場合は、うまく質問がまとめられなくて、私も、質問する前に、一度 そういう話し合って、これを聞いてくださいと言われて、自分の頭の中でま とめようと思うのですけど、言葉にうまくできないものですから、まとめら れなくて。

二つぐらい聞いてみたらというような感じのことを言われて、はいと言って、その場で質問したのですけど、二つ目が出てこなくて、結局一つのことしか聞けなくて、そうしたら裁判長の方が気を回していただいて、それを私の代わりにまとめて言っていただいたので、ああよかったなと思いながら、こういうとき、しっかり言葉がうまく言えるように、もっとそういう勉強じゃないのですけど、そういう機会があれば、もう少し違ったかなとかという反省は、大いにありました。

【司会者】

初めての経験でございますので、それは仕方がないと思います。

7番の方,どうですか。法廷での御自身の発問というのですかね。証人,あるいは被告人に質問して,どんな御感想をお持ちですか。

【7番】

裁判長が、評議室でいろいろなことをみんなで話し合っていて、ではこういうことをこう質問してくださいと指導してくださったので、結構堂々と聞けました。

【司会者】

また違うことですけれども、5番の方でしたかね、お医者さんの尋問があ

りましたか。お医者さんの尋問ということになると、かなり専門用語が法廷 で出てくると思うんですけれども、その点、理解するのとかは問題なかった でしょうか。

【5番】

精神科医の方が尋問されたのですけれども、裁判長さんがおっしゃっていたのですけれども、お医者さんは、そういったことに慣れていないお医者さんもたくさんいらしているのですが、その方はとても慣れていて、すごくはっきりとゆっくりと分かりやすく説明していただいたので。

ただ、単語的に難しい、通常使わないような医療の用語とかもあったのですけど、それは裁判長さんにも後から説明をしていただいたので、皆、それはちゃんと理解をしていたと思います。そういったところのフォローはちゃんとされていたと思います。

【司会者】

法廷での審理の話については、大西検察官からも質問事項がありますので、 そこで後から聞いていただくということにいたしまして、今度は評議の方に 移らせていただきます。

評議のところでお伺いしたいのは、裁判官が3人いるわけですし、初めて一緒にチームを組むほかの裁判員の方、補充裁判員の方もいらっしゃるわけですが、評議の雰囲気、要するに御自身で言いたいことが言えたかとか、質問したいことが質問できたかということ、それから評議の時間などにつきまして、十分取れなかったという印象なのか、あれだけ評議の時間があれば、その個々の事件としては十分だったかなという印象なのか、その辺をお伺いしたいと思います。

これは全員の方からお尋ねしたいものですので、今度は順番を変えまして、 7番の方から順番にお話しいただければと思います。

【7番】

評議については、雰囲気は、裁判官の方皆さんがいろいろ教えてくださったので、知らないことも、そのように言い換えてくださったりで、かなり言いたいことというか、思っていることが、ほとんど言えました。

評議時間の長さも、裁判官の方がすごく気を使ってくださっているのが、 すごくよく分かったので、時間はあっという間に過ぎたのを今でも覚えてい ます。なので、嫌々という感じの評議ではなかったです。

【6番】

私もほぼ同じなのですけれども、裁判長が指揮というか、事件の内容の説明を、再度その評議の場でしていただくような流れで、弁護人が何と言っていたかしらとか、被告人はそのときどう言っていたかなとか、そういう感じで、私がいかに言葉を漏らさないで聞き逃しているのかというのも、逆に調べられているかなぐらいの感じでちゃんと確認をされて、そういう中で、何か聞きたいこととか何か疑問に思ったことはないですかと裁判長の方が、そういう形で私の場合は話を持っていってくれたので、みんながそれぞれ、このときはどうなっていたのだろうとか、このときはどんな雰囲気だったのだろうとか、そういうことが自然にチームの中からいろいろ出て、そのときに、ではあなたはそのことを聞いてみてくださいという感じで、逆に裁判長の方とか裁判官から言うのではなくて、みんなから自然に、その中で疑問に思ったこと、自然に意見が出てきて、それを実際に今度法廷に出たときに発言する流れになったと思います。

【5番】

本当にこの裁判員裁判をやって、すごく考えられているなというのをすごく思って、そういった評議する場所も、何となく温かいというか、家庭的な感じ、冷たくない感じで、ちゃんとお茶とかコーヒーとかお菓子とかがあって、和やかで、すごくそういうところがアットホームに、なるべくみんなをほぐしながらというのが、すごく気を使っていただいていたなというのは思

いました。

かえって裁判官さんの負担が増えるのではないかなとも思っていまして、 私たちのことまで考えて、事件のことも考えてということなので、負担が増 えたのじゃないかなというのはすごく思いました。

【4番】

評議の雰囲気に関しては、7番から5番の方がおっしゃっていたのと同意見です。評議の時間の長さに関してですけれども、私が担当した事件だからかもしれないですけれども、理解するのに時間がかかる。答えを出すにも、やっぱり、こうなのではないかなというのを考え始めてしまうと、その日の17時までにこれを結論付けましょうということは、そういったところは足りなくて、もう少し考えたかった。できないことですが、家に資料を持ち帰って、読み込んで次の日に回答したいぐらいでした。そういった点で言うと、もう少し、自分の意見を考えて最終的に意見を出したいという思いはありました。

裁判官への感想というところですけれども、先ほど話にも出ましたけど、 専門用語とか法律用語が出たときのフォローとか、そういったところはきちんとされていると感じました。

【司会者】

4番さんが担当された事件ですと、先ほど申し上げましたとおり、被告人が4人で、さっきのお話ですと、誰がリーダー格かみたいなことはありましたですかね。それと、個々の被告人だけがやっている事件があったりもするものだったのですね。その量刑のバランスみたいなところがあったかと思うのですが、あの事件の最後の方は、評議だけをする日というのが、3日間ありましたけれども、そうやって単純に評議だけをする日が3日間あっても、少し時間不足な感じでしょうか。

【4番】

言ってしまうと、時間が幾らあっても足りない状況だったような気がします。ただ、そこは全体的なスケジュールの問題もありますし、あえてそこは、裁判長、裁判官の方が、全体的なスケジュール等を見て、ここは、答えを出しましょうと、ある程度考えて物事を進めていただいたので、そこはそれでよかったのかなとは思います。

【3番】

評議の雰囲気は皆さんのお話しされたとおりで、言いたいことは非常にい ろいろなことを言えて、ほかの方の意見もいろいろ聞きながら評議できたか なと思っています。

長さについては、私の方も被告人が4人いたということで、若干予定より も遅れて、判決になったものですから、もう少し長く取ってほしかったなと いう点も、そのとき思いました。

あと裁判官の方について、先ほど5番の方がおっしゃられたとおり、非常に気を使って、何かうちの方がお客さんみたいな感じで、そんなに気を使わなくてもいいのかなと思ったりもしていたのですけど、スケジュールどおり、ある程度審理とか評議とか進めることをしていただく関係で、大変苦労しているのかなというのを少し感じてはおりました。

【2番】

評議の雰囲気ですが、裁判官の方々、裁判所の方々に気を使っていただい たので、かなり発言がしやすい状況でした。

評議時間の長さですけれども、ある程度時間を区切って、個別の意見をまとめる時間と、全体の裁判員、裁判官の意見を全部出した後で、全体として意見を考える時間と分けられていまして、当時、自分の意見をまとめている時間では、本当にあっという間に終わってしまったような感じもあったのですけれども、全体として、ある程度納得したものが最終的に出せたので、時間の長さとしても適当だったと思います。

裁判官への感想ですけれども、終始、本当に細やかなお心遣いをいただい たので、ありがとうございますという気持ちでいっぱいでした。

【1番】

私も皆様と同じで、雰囲気はすごく良くて、気を使っていただきました。 ただ、それに自分がうまく溶け込めなかったのが申し訳なかったかなという 印象です。

時間とかもちょうどうまくまとめていただいて、良かったのじゃないかと 私は思っています。

【司会者】

被告人の数だとか、起訴されている事件の罪名の性質とか、それから自白・否認の違いとかで、いろいろあるのだろうと思いますけれども、裁判官3名の方で何か考えがある程度固まっていて、何かそちらの方に皆さんの意見を持っていきたがっているのではないかなというような空気といいましょうか、そういうことを感じられたことというのはありましたか、なかったですか。

ここでおっしゃりにくいかもしれませんけれども、ただ私たちとしては、 そういうのは関心があるところでして、少し何か、こっちの方向へ持ってい きたがっているのではないかな、という印象をお持ちになられたことという のはありますか。

ないのにあったと言っていただく必要はないのですけれども, いかがでしょうか。そういうことはなかったということでよろしいですか。

では、代表して3番の方。

【3番】

特にそういう方向性ではなかったです。最初に評議の中で、一番印象に一 言残っているのは、ここは静岡地裁ですけど、ほかのところでやっても同じ ような結果になるような、そういう前提というのですかね、皆さんが物事を 考える上で, そういうことがあるということを, 裁判官の方から, 何かチラッと聞いたような気がします。

要は、東京でやった場合は違う判決だったとか、そういうのではないよという、そういう考えを基に皆さんに話したというのがあったものですから、少しそれは頭に残って、評議に私としては参加させてもらったというのも一つあるのですけれども。

別にこういう方向性に初めから従えとか、そういうような威圧感ではなく て、そういう原則があるよというのを教えてもらってから評議に入ったとい うことがありました。

【司会者】

次のテーマに移ります。

守秘義務の点であります。これも裁判官の方からいろいろ御説明があったと思いますが、裁判員の経験をされて、現在、こういう守秘義務の制度を設けていることの必要性、それから、そういうことが課せられていることによって、日頃生活に何か、この守秘義務そのものによって負担に感じておられることがあるかどうかという点ですが、どなたでも、これは必要でないと思われるか、あるいはとても負担に感じておられるとか、そういう御意見があったら、まず先に手を挙げていただいて御発言いただけたらと思うのですが。こういうことは、守秘義務を犯すことになるから駄目ですけれども、こういうこととこういうこと、特に公判で行われていることというのは、これは公開の法廷で行っているので、公判で行われたこと、それから自分がどんな事件で裁判員になったというですね。それから、それについてこんな感想を持っていると。こんなことで守秘義務の問題ではないのだと。そういう説明はあるのだと思うのですけれども、どなたでも。

6番の方,いかがですか。

【6番】

今言われたことは、新聞紙上にも載ることだし、言っても証拠に関しては いいわけですよね。

【司会者】

はい。

【6番】

判決の流れそのものを話してはいけないということだと思うのですけれ ども、私はそれは、必要性というか、いいことだと私は思っております。全 てをあからさまにする必要性はないのではないかと思っています。

【司会者】

すみません、続けてですけれども、それによって何か負担が多いと感じた ことはありますか。

【6番】

別に私は、今回の事件だからとは思っておりませんけれども、そういうことは、私個人は思いません。

【司会者】

皆さん、そういうことでよろしいでしょうか。特に御異論のある方はいらっしゃらないということでよろしいでしょうか。

それでは、次に、大西検察官からおたずねになりたいことがありましたら、 どうぞ。

【大西検察官】

本日、皆さんに3点教えていただきたいと思っております。

まず1点目は、3番の方と4番の方に伺いたいことでございます。今回、 事件は違うのですけれども、4人組の強盗致傷事件と、その他被告人ごとに いろいろな事件があるという事件を担当されていて、4人でやった強盗致傷 だけを判断したかったなとか、あるいは被告人ごとに裁判をばらばらにして もらった方がよかったなとか、そういうような御感想があるかどうか、教え ていただきたいというのが1点目でございます。

2点目は、皆さんに伺いたいことでございます。最終的に判決を出すに当たっては、量刑、どういう刑罰にするかということを考えていただいたと思うのですが、そのときに一番参考になった意見とか資料とか、あるいは一番難しかった点とか、その辺りがあれば教えていただきたいです。

3点目も皆さんにお伺いしたいことです。今回,事件,様々ですが,けがの写真を御覧になったり,あるいは凶器の写真や凶器そのものを御覧になったり,放火の後の現場の写真を御覧になったりしたかと思います。そのような,ふだん余り目にしないもの,余り見たくないものを見たことについて,これは見たくなかったなとか,あるいは見たことによって理解が深まったなというような御感想があれば,プラス面,マイナス面含めて教えていただきたいと思います。

以上, 3点です。

【司会者】

それでは1点目、3番さんと4番さんへの御指名での御質問ですけれども、 3番さんの方、どうぞ。

【3番】

今回4人ということで、4人一遍の方がいいか、一人でいいかという趣旨だと思うのですけど、今回の場合は、危険運転致傷と道路交通法違反は別にした方がよかったかなと思います。考える上で、頭がごちゃごちゃになってしまって、時期的に一緒だったものですからそうなったと思うのですけど、罪状だけで考えると、人数というよりか、そっちの方で分けていただければありがたかったなと思います。

【司会者】

4番の方。

【4番】

私が担当した事件は、4件の事件と事件ごとに人数が違うんですけれども、被告人が全部で4名で、それぞれ4つの事件に対して実施させていただいたのですけれども、私個人の意見としては、結果的に期間は長くなってしまうのはしょうがないのですけれども、4つの事件をまとめて今回やったことは、逆に良かったと考えています。

それはなぜかというと、主犯格が4つの事件すべてに絡んでいるというところの経緯ですとか、あとはほかのメンバーがそこに参加していく経緯なども、ほかの事件の内容を把握した上でないと見えなかった部分というか、4つの事件をトータルで見ることによって、明確化することができて、それが結果的に、判決の中でも重要なファクターになったというのがありましたので、私個人としては、その4つの事件を一緒にやったというのは、良かったと思っています。

【司会者】

よろしいですか、1点目は。

それでは、2点目なんですが、これは検察官だけじゃなくて、弁護人側から出た資料も含めてということでいいんですか。量刑を決めていく上で、こんな資料は分かりやすくて参考になったとかということですよね。

【大西検察官】

そうですね。量刑を決めるに当たって、その参考になったものとか、ある いは、難しかった点をお教えいただければと思います。

【司会者】

これは全員にということですので、1番の方からちょっと順番に、印象に 残っておられることがあればです。

【1番】

資料とか、それから、裁判官の方たちの話とかで、大体大ざっぱなこの目 安みたいな年数があるもんですから、それからみんなと話し合っての、何て いうんですか,年数が決まるので,私はそれなりに,そんなに自分は困らず,皆様と同じような意見でまとまっていったと思います。

【2番】

量刑を決める上で参考になった資料は、過去の類似した犯罪に対して、大体どのような判決が決まったかというものを一覧表で頂きますので、そちらを見ながら、それを一番頼りにみんなで決めていったと思います。

一番難しかったのが、やっぱりその犯罪に対してどれぐらいのものが妥当かというものが分からなかったのと、類似したものといっても、やはり少しずつ背景なんかも違っているので、自分が担当している案件がどこに近いのかというのを考えるのが、少しだけ難しかったんですけど、そこまで困難な作業ではなかったです。

【3番】

はい。私も前の方と同じで、過去の判例の資料を見させてもらって、それで、大体このぐらいでいいのかなというので、それを飽くまでも参考で見させていただいて、話を考えていきました。あと、先ほどから言いましたけど、検察官の方で作ってきたメモですか、陳述メモですか、あれを見ながら、4人いたものですから、順番付けをどのぐらいにウエートを置いていくかという辺りを、メモを見ながら参考にさせていただきました。

以上です。

【4番】

1番から3番の方がおっしゃったことと同意見になりますけれども、やはり検察官の方が作っていただいたメモ、冒頭陳述メモと論告メモの作りがとてもきれいにまとまっていたので、先ほどお話のあった過去の事件ですとか、そういったこともきれいにまとまっていたので、そこで事件全体の内容を把握することができたといった意味では、その検察官の方が作っていたメモはとてもすばらしいものだったなというふうに思います。

【5番】

私も一番参考になったのは、やはりデータベース上にある過去の似たような事件のその過去の例を見ながら、大体この事件だったらこのぐらいだなみたいなのは、そういうのでも分かりやすかったと思いますが、難しかったのは、今回の私の、犯行を犯した人は病気だったので、その病気のことを考えるときに、なかなかこう理解が難しくて、それで、その犯人、その犯行を犯した人のためになるようにと、みんながそういうふうに思っていたので、だから、その量刑よりも執行猶予の期間がどのくらいが一番いいのかなというので、そういうところがすごく考えたところでした。

【6番】

私も判例の資料をいただきまして、それを見させていただいたんですけど、飽くまでもそれは書面上の資料であって、その事件の深い内容を一件一件聞いたわけではないので、それの中の決まった飽くまでもその数字であって、刑であって、実際、今、自分が担当したこの事件とどのぐらいのいろんな部分が差異があるのかとか、誤差があるのかとかということを考えると、私は余りそれは私の中では基準にはしたくなかったみたいなところがあって、私は飽くまでも、この時点で、決めるに当たってのほんとの参考資料としてであって、やはり自分たちが真剣に裁判長、裁判官と踏まえた、今、いろいろ弁護人や被告人、いろんな人の話を聞いた中での判決を決めたいと思っていたので、ほんとにそういう気持ちでいました。

それで、私は一つだけ申し訳なかったなと思うのは、専門用語、要するに執行猶予とか懲役とか、実刑というのはすぐ分かるんですけれども、そういう微妙なところのその言葉のニュアンスが、どういう刑のどういう内容になっているかということを余り存じてなかったものですから、そういうことをやはりもうちょっと専門的なもので調べておくなり、聞いておけばよかったかなって思っております。

【7番】

今,6番の方が言われたその専門用語を知らないとかって,それを,知っておかなきゃいけなかったのかどうかというのは専門家ではないので,無理だと思います。

ただ、裁判官3人で、主には裁判長が、こういう法律でこのようなこの刑、このようなことをした場合は何年とか、こういうことだった場合は執行猶予が付くということを示してくださったんで、私自身がその中で判断をして、その中の裁判員の人がみんなで出した結論で、だから、結局、同じ人は一人もいなくて、その中の裁判官の方が示してくれた判例と、この法律ではこうなっていますということで悩んで自分たちが決めたことで、いろいろ考えた末に出した結論なので、変な意味で勉強をもうちょっとしとけばよかったなとも思ったんですけど、私たちの場合はそんなにすごく大きな事件ではなかったから出せたのかなって思っています。もっと重大な事件だったら、もっと悩んだかもしれません。

【司会者】

検察官から御質問がある3点目であります。今日お集まりの皆さんの事件 では被害者が死亡したという事件は一つもありませんでしたので、いわゆる 遺体の写真というのはなかったわけであります。

ただ、大西検察官が言われましたとおり、被害者の方のけが、あるいは、家屋が燃えた後の写真とかというのはあったわけでありますので、日頃見慣れてない、あるいは、どちらかといえば見たくない写真が証拠として出ていたとして、そういうものについてどんな印象を持っておられるか。

もっと言うと、将来、ほかの方が裁判員になられて、被害者死亡事件という事件では遺体の写真というものはどういうふうに扱われるべきであるか、要するに、法廷で、きちっと調べるべきか、あるいは、それはやっぱり回避して、イラストだとか、あるいは、ほかに代わる証拠でやっていくべきでは

ないのかといった、こんなことが背景にある御質問であります。

これは7番の方から今度は順に一言ずつお聞きしてまいります。

【7番】

だから、かなり罪のある事件、死亡事件というか、そういう事件だった場合に、それを見せられたとか、その傷口を見せられたとかというのを、絶対見て、気分が悪くならない人がいるかもしれないですけど、ほとんどの人は決して。それをどういう意味で出しているのか、出さなければ判断ができないんであれば、そういうふうなものは裁判員で判断するのではない方がいいと思いますけれども。

ちょっと写真とか、それこそ、私の場合は肉の肉片で何か検察官がやったんですけど、それと、あと、回ってきた書類でここのところに傷がありますよというとちょっとした程度だとすると、そんなに大したことないなと思えるのと、実際にその傷口が本当にその防具がなかった場合にできた傷口というのは、それを写真に撮った場合、警察官とか専門家が見てもきっと吐きそうになると思います。

それを全くそういう免疫のない人が見たときに、絶対にそのことでそんな ひどいことが起きていると、もうそれで、それが先入観になってしまうんじ ゃないかなというのがあって、そういう証拠が全部出していいのかどうかと か。

とすると、今度、その事件をどういう方向に持っていこうとしたというのが前もって決まっているんじゃないかという気もしてしまいますけど、どうなのかなと思いますけど。そういう証拠の写真を出すに当たって、何か作られたものの場合もあるでしょうしということもふと考えてしまいました。

【6番】

私の場合は、出刃包丁というんですかね、20センチぐらいの包丁が曲がった状態のものを見たんですけれども、私は逆に、やはり事件の重要性とか

いろんな部分を考えたときに、正しく、正しいものを判断するためには、やはりもうこういうものを受けた、この仕事を受けたからには、やはりそこのところを真摯な気持ちでしっかり見守るというか見つめるというか、そういう姿勢は大切だと思っております。

だから、あえて、拒否できるものだったら拒否する流れがあってもいいのかもしれませんが、私自身は、そう思って、事件全てを、ちゃんと判決を言い渡す限りは、自分が全て知るべきものは全部知っておかないと、正しい判断はできないのではないかなと思っております。

【5番】

私の場合は放火だったので、人の傷口とかそういう凶器とかというものではないので。ただ、やはり隣家とどの程度近づいていたとか、どの程度の燃え方とかというのはやっぱりそれをちゃんと写真で見ることによって、やっぱりそれまで想像していたのと、同じ部分もあるし違う部分もあったしということで、ちゃんとやっぱり現実を受け止めなければいけないし、その写真を見ることはとても大事なことと思いました。それがもし、そういった殺人とかそういったときにも、やっぱりその現実を知らないと、やっぱり裁判員としてみんなと話し合うときだって、それを知ることが大事かなと思います。想像だけではやっぱりみんな違うことを想像、映像としては想像すると思うし、実際そのもの自体も知らなければ、そういったことを裁くということもできないかなとは思います。

ただ、やっぱり、やっぱり見たくないのは見たくないかなとは思うんですけど、もう裁判員になってそれをもう引き受けたからには、それが使命かなとは思います。

【4番】

5番の方,6番の方がおっしゃった意見とほぼ同意見ですね。

私が担当した事件では強盗致傷ということで、相手に暴行を加えたという

ところがネックになるんですけども、じゃあ、どこが殴られたかと、あと、その犯人との位置関係ですとか、それと、殴られた場所というのは、そういった情報が暴行の当時の写真からその位置関係が見えてきたりとかしましたので、やっぱり暴行の写真がその判決に対して必要な情報だったので、そういった意味で言うと、多少、余りふだんでは見たくないようなものも、情報、正しい情報でといった意味では必要だと思いますけれども。

ただ、殺人事件とかそういったところで死体を見せられるというと、やっぱり私もちょっと引いてしまうところはありますので、やはりそこら辺は裁判所、弁護人、検察官でちょっと配慮していただくところはやっていただきたいなというふうには思います。

【3番】

私も皆さんと同じ意見で、やっぱり判断する上では必要なものは見ないと 判断できないかなということで、たまたま今回はそういう殺人じゃなかった ものですから、そういうのはなかったんですけど、裁判員としてもし担当し た場合には、見るべきものは、勇気を持って見るしかないのかなと思ってい ます。

一応,今回,私も強盗致傷だったんですけど,けがの状態が一応,医学用語でそういうところが書いてあるんですけど,読んでもさっぱり分からなくて,今回,そういう被害者の方の写真,写真ですかね,状況を見て,初めて相当ひどかったなという,ちょっと理解したもんですから,それはやはり文字で書いてあるのと見るのって全然判断材料としては違うのかなと思いました。

【2番】

私が担当した事件では写真は出てこずに、医者の診断書だけを見るような 形でした。やはり写真の方が情報量として多いので、心理的な負担が少ない ものであれば、やはり写真で見た方がいいと思うんですけれども、やはり殺 人とかいった場合、それを見ることのショックが心配な部分もありますので、 内容によって、例えば傷の深さがこれぐらいとかというのを言ってもらえれ ば、写真じゃなくても、想像ができるところはあるかと思うので、内容によ ってその使い分けをしていただくのが、真実を知りながらも正しく審理を進 める上で、なおかつ、その裁判員の方の負担も少なく済む方法なのかなとい う思いはあります。

【1番】

私も証拠写真は必要で、やっぱり裁判員に選ばれたら、それは見た方がいいとは思うんですけど、やっぱり殺人とかそういう大きなところになっていくと、人それぞれで皆同じじゃないですから、やっぱり一概に全員がそういうのを見た方がいいとかとは言えないと思っています。

【司会者】

次に, 弁護人の方から, お願いします。

【佐野弁護士】

弁護士の佐野でございます。時間が許す限りお答えいただければと思いま す。私の方からは2点、お尋ねしたいと思っています。

まず、第1点目は、検察官の2番目の質問とも関わります。最終的な判決の刑を決めるに当たりまして、参考になったということについて、検察官の方はかなり参考になったという意見が先ほど出ました。弁護人の方からのものに関しては特に御意見がなかったので、それは特段参考にならなかったという印象なのか、そうであれば、もっとこういうことをしてほしかったという御意見があれば、伺いたいと思います。これが第1点です。

第2点目は、冒頭、弁護人の主張に余り共感ができなかったというような趣旨の御発言がありました。そこで、どの事件でも構いませんが、もしそういう弁護人としての事件の見方が裁判員の方にとって共感しづらいというような御感想をお持ちであれば、どんな点がそういうふうに思われたのか教え

ていただければと思います。

【司会者】

第1点目ですが、弁護人の方から渡されるいろいろな資料について、量刑を決める上で役に立った、参考になったという御経験の方、弁護人の方の資料も良かったなと、検察官も良かったけども、弁護人も良かったとかいう方、いらっしゃったら手を挙げていただいて。どなたか代表してどうぞ。

【4番】

弁護人側の資料が悪かったなんていうことは決してございません。ただ、 1点だけ気になった、気になったというか、仕方がないんですけども、私が 担当した事件の弁護人である方が、1人に対して弁護人が2人ずつ付くとい う、これが一般的なのか特別なのか分からないんですけれども、やっぱりフ オーマットがばらばらというところがあったので、そこはちょっと読み取り づらかったなということがありますけれども、一つ一つの資料に関してはき ちんと情報がまとまっていましたし、検察官との資料と付き合わせて見る上 では、とても参考になりましたので、それが量刑の判断に非常に有効だった と考えています。

【司会者】

次に2点目の質問でありますけれども、弁護側の主張に対して共感がしに くいというんですか、そういう御経験をされた方っていらっしゃいますか。 6番の方が先ほどちょっと冒頭おっしゃられたので、もう少し、申し訳あ りませんけど、敷衍していただけることがありましたら、お願いしたいと思 いますが。

【6番】

はい。ここでも書面がございますけれども、弁護側の最終的な内容で、も う長い間、これ、夫婦間だけではなくて、親子の事件だったんですけれども、 お父さんが息子さんを刺したという内容のもので、結果的には私は全て見て

ると,この家族はもうあるべくして起こった事件だという感じで,もう長年, 要するに、父親の暴力が子供をずっと支配して、その暴力の中で育った子供 が、結局自分が結婚して、自分も子供に、暴力はしないけれども、口頭で要 するに必要以上の精神的ないろいろ暴言を吐いたり、そういう流れを作った と私の中ではそういうふうにずっと解釈をさせてもらいました。それで、そ のとき私は、被害者に質問したところの内容で、自分がいつもそういうとき に、じゃあ、母親はどこにいるんですかというと、母親はいつもこの事件、 全て逃げてたと、父親が怖くて逃げてたと、そういう流れの事件であったん ですよね。それなのに、最終的には妻が夫を全部保護すると、最終的に出て きてもお世話をすると、ちゃんと道をただしていかせるように妻が責任を取 ると。私は絶対にとは言いませんけど、やはりそれはとても難しい、何十年 も, 50年も60年もこの半世紀関わってきた, そういう人間との関係が, いきなり奥さんが御主人をただすという流れは非常に難しいのではないか と。だけど、それでもこの弁護人の中には、そういうふうになっているから、 そういうのも認めてほしいというような,よしというふうな部分も文章化さ れているので、私は言葉で、息子からそういう言葉をちゃんと、いつも母は 逃げてたっていう流れの中で、それはあり得ないだろうなと。

あと、一つお聞きしたいのは、嘆願書というのは、どこまで信用できるものなのかなっていうところです。その人の人格をほんとに助けてやってほしい、ほんとにこんないい人、なぜ、たまたま事件を起こしてしまったんですよというね。内面のいい人とか外面のいい人、いろんな人がいると思うんですよね。外に対して社会面ではすごくいいんですけど、家庭とか何かの組織の中ではほんとに全然違う人格になってしまうとか、そういうこともあると思うので、やはりそういう嘆願書自体はほんとに意味を持ってなされた、どの辺まで信用できるのかなと、私はそういうことも踏まえて思いました。

【司会者】

逆に質問が出たんですけども、嘆願書一般でも結構なんですけど、佐野弁護士さんの方で、何かお話しされることはありませんか。よろしいですか。 6番の方が担当された事件の今お話をいただいたんですが、ほかの方でも何かありますでしょうか。弁護人のこういう主張についてはこんなふうに思

ったとかということは。4番の方,どうぞ。

【4番】

はい。私が思ったのは、一般情状に関しての説明のところで、よくキーワードで出てくる還付金についてですが、今回のこの担当した事件は強盗致傷ということでお金を盗んだということで、犯人がお金を盗んで捕まっちゃったわけですけれども、そこで一般情状を説明するときに、盗んだお金を返しました、若しくは、返す予定があります、だから、情状酌量の余地があるというような形で弁護人から御説明されるパターンが多かったんですけれども。

確かに盗んだお金とはいえ、きちんと返すというのは一般情状としては普通に考えると当たり前なんじゃないかなというふうに考えてしまうのが私個人の意見です。例えば自首しましたということであれば、その人自身がその事件に対して反省の意識が見えるという意味では一般情状としては考えられるかもしれないですけど、一旦盗んだお金を返しましたというのは、それは当たり前のことであり、プラスの方にはならないんじゃないかなというふうに考えてしまった。そういった点で、一般情状のときに還付金というところを前面に押し出して説明されるというところに関してはちょっと共感しづらかったなというふうに思います。

【司会者】

佐野弁護士さんの方から何か今の点について、なにかございますか。よろ しいですか。

【弁護士】

はい、結構です。ありがとうございました。

【司会者】

時間の関係もありますので、最後の最後に記者さんの質問があるんですが、 その前に、今度も全員に一言ずつお尋ねしたいんですが、この裁判員制度に ついて、何かここをもう少しこうした方がいいんじゃないかとか、実際の事 件を運用しております私ども法曹三者に対してというのもあるかもしれま せんし、後に続かれるこれからの裁判員事件で裁判員になられる方へのメッ セージといいますか。1番の方から順番にお願いできますでしょうか。

【1番】

これからもし選ばれた裁判員の方たちのメッセージとしては,もしそういう機会があったら,受けた方が,やりたくてもできないチャンスだと思うので,やっぱり受けていただきたいなと思います。以上です。

【司会者】

きっと毎日憂鬱で、体重も減りましたけども、さっきもちょっとおっしゃられましたけど、もう一回チャンスがあれば、1番の方御自身もやってみたいというお気持ちはまだお持ちということで。

【1番】

やりたいとは思いますけど、今度はもう少し勉強してから、自分なりにやっぱり言葉の意味も理解できるように、うまく答えられるように、そういう 勉強を少し、法律をもう少し何かできれば、ちょっとそういう勉強をして挑 みたいなと思います。

【2番】

制度として改善すべき点があるかどうかについてなんですけども、よく守 秘義務の論点で議論が行われているようですが、やっぱり守秘義務というの はやっぱり重要だと思いますし、それがあることによって、評議の場で自由 な意見が交わせるところもあると思いますので、全体的な制度として改善す べき点というのは私自身はないと思いました。

評議の場においても、全く知識がない私たちの意見についても、かなり真剣に聞いていただけたと思いますし、ほんとに全員で一つの結論を出そうというふうに動けたという印象があるので、もしこれから裁判員になられる方々も、恐らくその不安の部分、自分が知らない世界に対して不安が大きいとは思うんですけれども、いろんな意味でフォローがかなりされていますので、心配せずに、自分が思うところを素直に話していただければ大丈夫ですということを申し上げたいと思います。

最後に、法曹三者に望むことですが、すいません、弁護人さんに、もしできたらなんですが、多分、内容的に丁寧に説明しようとすることで、いろんな資料が、箇条書きではなくて、かなり丁寧に作っていただいているかと思うんですけれども、少し、どこが大事でどこを一番言いたいのかというのが、理解するのに、苦労とまでは言わないですけれども、考えなければいけない部分もあって、検察側の資料というのはかなり箇条書きに端的に分かりやすくなっていて、それに対して口頭でフォローというような形で、ぱっと見たときに分かりやすかったので、文章の表現の仕方というのか、まとめ方というのか、その辺りをもう少しまとまっていると、後で考えるときにも、ここが一番言いたかったんだなというのが分かりやすかったのかもしれないなという印象があります。

【3番】

制度の改善は特に,あんまり今回,そんなに不備等がなかったものですから,特に改善することはないかなと思いますけど。

どうも事前に頂いた資料だと、何か選任されてからすぐ、そんなすぐに裁判、公判に入るみたいなイメージがあったんですが、それが今回、私の担当した場合は選ばれてから3日後ぐらいしてから公判が始まったんですが、その間に若干ちょっと事前勉強をして行ったもんですから、まあ、少しは流れ

が分かったかなと思って、その点は良かったかなと思います。

あと、先ほど弁護士さんから趣旨が伝わらない点について何かありますかということで、証人尋問のとき、資料を、メモみたいなのを頂いて、質問内容を書いていただいて、その間に余白があって、メモを書けるような感じであったんですけど、一応何かそのとおりに質問しているのかなと思ったら、いきなり違うところへ飛んでいったり、どこをしゃべっているのか時々分からないことがあったりしたものですから、せっかく頂いている資料で、できればそういうような、資料を頂くと人間は順番どおり聞いてるのかなと思っちゃうところもあるものですから、その場に応じてなんですが、ちょっとそれが時々あったものですから、順番どおりにしていただくともう少し分かりやすかったなと思いました。

あと、裁判員になられる方というか、まあ、もし次回機会があれば、またやってみたいなと、今回やってみて、どれだけ市民、一般人の意見が反映できたかなと思って、自分なりにいろいろ考えてはみたんですけど、結論は出てないんですけど、次回、もし反映できればいいかなと思って、もう一度選ばれればやってみたいなと思いました。

【4番】

制度としての改善点なんですけれども,私は大きくここを改善しなければ いけないというようなポイントはないと思っています。

ただ、一点、言いたいことは、裁判員に対してというわけではないんですけれども、やっぱり裁判員制度として参加するには、やっぱりその参加する方には家庭があったり、自営業の方とか、会社勤めの方とかがいらっしゃると思いますので、じゃあ、その裁判員裁判に参加するというとことになると、ある程度の期間、拘束されてしまうわけでして、私の場合は12日間、結果、行くことになったので、会社に要は12日間、お仕事できませんよということを説明しなければいけません。一応会社には伝えるんですけれども、やっ

ぱりそこはなかなか理解してもらえない。それでも私は参加できたんですけれども、ちょっとほかの方はやっぱり平日は仕事ができないので、土日は出勤してましたみたいな人もいたので、裁判員に対してだけではなくて、制度を会社とかにきちんと周知してもらって、社会全体で裁判員制度をできるような形になればいいのかなというふうに思いました。

法曹三者に望むことは、私は今の状態がとてもしっかりできているなというふうに感じておりますので、これが今後それこそ10年、20年というふうに続いていけばなというふうには思っています。

裁判員になられる方へのメッセージなんですけれども、やっぱり私が裁判員の仕事をやったということは結果的に良い経験になりましたし、別の方が、選ばれちゃったよ、どうしようということであれば、自分は絶対やった方がいいよというふうに言いたいなというふうに思います。

【5番】

4番の方と重なる部分があるんですけど、制度としてというか内容的にはほんとにいいと思うんですけど、やっぱり毎日、連日5日間とか7日間とか12日間というのは、はっきり言って、私はこれからも無理だと思います。というのは、たまたま、5日間お休みを頂けましたが、前職だったら到底無理でした。それは例えば会社に迷惑を掛けるとか、そういうことじゃなくて、私のやっていた仕事では、その5日間いないことによって、その後の影響がすごく大きいものなので、それで今回も多分受けられなかった方がたくさんいたんじゃないかなと思います。ですから、裁判員を受ける人が大体決まってきてしまうんじゃないかと思っていて、例えばもう定年退職した方とか、主婦の方とか、そういったことができる方に。今ってわりと仕事も厳しいので、なかなか5日間休むとかというのはほんとに難しいと思うんですね。でも、ほんとは、いろんな方の意見がやっぱり必要だと思うので、4番の

方が言ったように、社会的にも会社的にも裁判員になったということにもっ

と理解があって、休んで当たり前というように皆が思えるようになっていかないと、これからやっぱり裁判員を受ける人が決まってきてしまうんじゃないかなと思います。

あと、法曹三者に望むことというのは、裁判官、検察官の方というのはとても慣れているというか、皆さん、ちゃんと分かりやすくやっていらっしゃるかなとは思うんです。弁護士さんだといろいろなカラーがあるかと思うんで、なかなか難しい部分というか、どういうふうに持っていくか、その裁判員裁判の弁護人さんに、たまたまなったというだけであって、弁護士の方々もそういった裁判員裁判の弁護人になるんだということでちゃんと勉強していくことも必要なのかもしれないなというふうに思います。

これから裁判員になられる方へは、やっぱり裁判員の経験というのがなかなかできないことなので、仕事的に難しくなければ、やられたらいいかなと思います。やっぱり社会が裁判員になることが理解が深まっていくことが一番大事かなと思いました。

【6番】

5番の方がおっしゃられたように、やはり制度としてはやはり裁判員になられた方へ大きな気持ちを持って時間を与えてあげられる流れが一つは必要かと思うのと、それと、私、最終的な判決をした後に、同じ裁判員をやった人と一緒に正面玄関から出たときに、ちょうど被告の人の家族とばったり会って、しかも、会っただけではなくて、そちらの方から、いきなり「何々さん」と、こう呼ばれて、二人でえってびっくりして、呼ばれたその名前が違ったので、「違います」って言ったんですけど、やはり駐車場がちょうど正面で、やはり家族とかとやっぱり接点がないようにしていただけると、何があるか分からないので怖いなと、そのときほんとに最後の日だったんですけど、ひやっとした思いがありました。

あとは、法曹三者のことに関しては、やはり今いろんな事件が起きていま

すけど、過去の判例のいろんな部分、大切ですけど、やはり事件性がもうほんとに20年、30年前とはだいぶ変わってきているんではないかなと思いました。犯罪を犯す人の低年齢化もありますし、全てがやはり社会情勢、ネットとか、もう要するにそういう人と人との付き合い方ももう変わってきている時代で、やはり余りにもそこのところにこだわった状況のものを持つことが。ほんとに裁判員制度のこれにいい方向になってほしいなと、そういう意味では裁判員になってほしいなと思っております。

だから、最後の裁判員になられる方へのメッセージは、やはり、もしそういう機会が回ってきたら、ぜひ勇気を持って体験してみてはいかがでしょうかと言いたいです。

【7番】

私はその裁判員制度というのが全然理解できていないんですが、私たち素人がほんとにそれに関わっていいのかどうかというのはまだ、ちょっとまだ疑問に思っています。関わるとしたら、やっぱり重くないのなら関われるかなということだけしか今、言えません。

それと、あと、検察官さんは被害者の味方で、弁護人さんは加害者の味方というと、やっぱり裁判はちゃんと公平にちゃんと行われるべきものなので、裁判員がどうのこうのとかということじゃなくて、ちゃんときちんと裁かれる人は裁かれなきゃいけないかなって、それはこれからもずっとそうしてほしいと思っています。

これから裁判員になる人へは、私の場合は、勤務しているところが特別休暇を4日くれたので、休んでよかったんですけど、仕事柄、結局休むわけにはいかなかったので、裁判が終わってから、仕事場に行って仕事をしたので、かなり大変な1週間ではあったんですが、でも、裁判員としてやっていた経験自体はすごく勉強になったので、経験としてやる分にはいいことなので、頑張ってやってくださいって言うつもりです。

【司会者】

ありがとうございました。

少し一応ちょっと御説明をしますと、平成21年の5月からこの制度が始まったわけなんですけれども、それに先立つ数年間というのは、法曹三者それぞれ、この制度の周知というんですか、PRで相当エネルギーを割きました。今日お集まりのマスコミの方もいろいろ連載をされたところもあるぐらいで、先ほど冒頭の挨拶で、安定的な運営がされているというふうに申し上げたわけですけれども、その一方で、やはり物事はやっぱり5年ぐらいたってきますと、関心が薄れかねないおそれというものもあります。

大きな企業であれば、特別休暇という制度を設けて参加しやすい仕組みを 作っていただけるわけなんですけれども、そうでない企業の場合には、4番 の方が言われたように、なかなか個人個人が背負っておられる仕事といいま すか、大きいものですので、休暇が取りにくいということもあろうかと思い ます。

そこで、私どもの方、これは検察庁も弁護士会も同じだろうと思いますけれども、改めてこの制度の周知ということに今力を入れ始めておるところでございます。もう一回、この制度がどういうもので、国民の方の参加がなくしては成り立たないというところをもう一回きちっとやっていきたいと思っております。

重罪事件に限って今やっておるんですけれども、もともとこの当初の制度を作るときに、7番の方が言われたように、比較的軽い罪名の方から始めた方がいいんではないかという意見もあったのは事実であります。今日の冒頭申し上げましたとおり、経験者の方のいろんな声をまた集めて、見直すべき点があるのか、ないのか、考えてまいりたいというふうに思っております。

それでは、最後に当庁の刑事部の裁判長をしております佐藤裁判官から、 お話があるようですので、どうぞ。

【佐藤裁判官】

今日は意見交換会ということですので、先ほど、裁判員の皆さんから御指摘を頂いたところも踏まえて、私の考えなどを少し述べさせていただきたいと思います。

まず、5番の方から、裁判官がだいぶ気を使って負担が増えたのではというお話がありました。確かに、裁判員としてこの重大な事件の刑事裁判に参加していただいて、一つの判決という結論を出していただくわけですので、6番の方からは、不十分だったというようなお話もありましたけれども、2番の方からもお話がありましたように、全員で結論を出せたという、そういう評議をするということは非常に大切なことだというふうに思っておりまして、法律も基本的に裁判官も裁判員も意見の重みは同じだという説明を最初に受けたかと思いますけれども、そのことを踏まえて、自由な評議をするということは一つの仕事だというふうに思っておりますので、そのための負担ということは気にしていただく必要はないというふうに思っております。

もう一つは、裁判官がその評議の中で意見表明として遠慮があるというようなことがあっては、逆に、裁判官と裁判員の協働という意味もないと思いますし、裁判員の皆さんも、裁判員だけが出した結論ではないということ、それが一つの結論についての自信ということにもなっていると思いますので、裁判官の考えもきちんと言わなければならないということは意識してやっております。

その上で,裁判員の皆さんから,1番の方からお話がありましたけれども,質問が適当だったかどうかというお話もあったかと思うんですけれども,そうした裁判員の皆さんの率直な疑問に答えて,証拠の内容ですとか審理を行うということで,審理の内容が分かりやすくなり,また,深まりも出るというふうに考えておりますし,評議の中で,裁判員の皆さんから,さまざまな意見が出て,さまざまな角度から事実の認定や量刑に光が当てられることで,

その判決の理由、結論についても洗練されていくところがあるというふうに思っておりまして、開かれた裁判に対する信頼の向上という意味で、裁判員の皆さんに参加していただく意義があると思いますし、裁判を経験された中で、また、後日に勉強して臨みたいというお話もありましたけれども、法律や裁判に対する一般の理解というものを深めるという、国民の皆さんからの意義というものもあるというふうに考えております。

そういったところも踏まえて、どういった事件について裁判員が行うのが 適当かというところは、法律の問題ですから、いろいろ議論はあるかと思い ますけれども、一定の重罪事件、社会の耳目を集めるような事件ほど、国民 一般の関心が高いわけですし、そこに国民の皆様が参加していただく裁判員 制度を実施するという意味もこめられているというふうに、法律の解釈とし ては言われておりますので、そのところは御理解をいただきたいというふう に思います。

5番の方から、参加が当たり前になるような社会になるように、制度に対する国民の理解が進んでいくようにということが理想だというお話がありましたけれども、まさにそのとおりでありまして、今、裁判所も広報活動といたしまして、経験者の皆さんの意見を踏まえながら、職場、会社でも制度について理解していただけるように、裁判官が出張しての出前講義なども行っておりますので、そういったところを、もしまた御要望がございましたら、御協力いただけるようなことがございましたら、またぜひ御連絡をいただきたいと、このように思っております。

皆さん,大変ありがとうございました。

【司会者】

本日は長時間にわたりまして、大変貴重な御意見、御感想をお聞きすることができまして、大変ありがとうございました。冒頭申し上げましたとおり、まだまだ改善に向けて工夫あるいは努力をしていかなければならないとこ

ろがあろうかと思っておりますので、今日の御意見、御感想を参考にさせて いただいて、この後も私ども法曹三者一同、取り組んでいきたいというふう に思っております。

全員の方が参加して良かったという御感想を述べていただいております。 制度に対してはまだ幾つか御意見がありましたけれども、私どもからします と、経験をしていただいたということですので、今後もいろんな方から経験 がどうだったかということをお聞きになられると思います。今日お話になら れたようなことを率直にお話ししていただければというふうに思います。そ れがこの制度を、この後、育てていく上で大きなサポートといいますか支援 になるんだろうと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいた します。

本日はどうもありがとうございました。

以上